協同組合　同市同区、株式会社名急社　同市同区、大宝運輸株式会社　同市同区、三河運送株式会社　同市同区、岩田運輸株式会社　同市同区、宇徳運搬株式会社　同市同区、丸岐運送株式会社　同市同区、安達包運倉庫株式会社　同市中川区、山王運輸株式会社　同市同区、マルエイ運輸株式会社　同市同区、サカエ運輸株式会社　同市同区、株式会社奥村運送店　同市同区、服部鋼運株式会社　同市同区、菱和運輸株式会社　同市同区、幸栄運輸株式会社　同市同区、上地運輸株式会社　同市同区、名木運輸株式会社　同市同区、愛糧運輸株式会社　同市同区、株式会社豊福組運輸　同市同区、栄和運輸株式会社　同市同区、新栄運輸有限会社　同市同区、丸新運輸倉庫株式会社　同市同区、株式会社エムティエス　同市同区、名昭運輸株式会社　同市同区、株式会社名誠組　同市同区、有限会社名古屋運輸倉庫　同市同区、梅田ロジスティクス株式会社　同市同区、日進陸運株式会社　同市同区、栄光運輸有限会社　同市同区、合資会社梅博運輸　同市同区、吉田運送株式会社　同市同区、サツキ運送株式会社　同市中村区、此花運輸株式会社　同市同区、富士サービス株式会社　同市同区、進両運送株式会社　同市同区、株式会社相互運輸　同市同区、名古屋運送株式会社　同市同区、八事陸運株式会社　同市天白区、御幸運送株式会社　同市同区、藤栄運輸株式会社　同市同区、トランコム株式会社　同市東区、株式会社名菱運輸　同市同区、千代田運輸株式会社　同市同区、野村運送株式会社　同市同区、東港運輸株式会社　同市南区、近藤運送株式会社　同市同区、竹中運輸株式会社　同市同区、南名運送株式会社　同市同区、マルシメ急配合名会社　同市同区、丸安運輸株式会社　同市同区、大村運輸株式会社　同市同区、株式会社名棧　同市同区、金川運輸株式会社　同市同区、高畑運輸倉庫株式会社　同市同区、愛知車輛興業株式会社　同市同区、南部運輸株式会社　同市同区、岩本運輸合資会社　同市同区、森川運輸株式会社　同市同区、安全運輸株式会社　同市同区、株式会社伊藤陸運　同市同区、株式会社イトーサービス　同市同区、高末急送株式会社　同市同区、道徳運輸株式会社　同市同区、星崎運輸株式会社　同市同区、藤井運輸株式会社　同市同区、三峯株式会社　同市同区、大成運送株式会社　同市同区、有限会社マツダ運輸　同市同区、北川運送株式会社　同市同区、信田運輸有限会社　同市同区、伊藤急配株式会社　同市熱田区、髙末株式会社　同市同区、杉浦水産運輸有限会社　同市同区、熱田運送株式会社　同市同区、共栄運輸有限会社　同市同区、登港運輸株式会社　同市同区、名古屋合同トラック株式会社　同市北区、日急株式会社　同市同区、吉正運輸倉庫株式会社　同市同区、丸福運輸株式会社　同市同区、株式会社丸喜　同市同区、有限会社みどり急送　同市緑区、東山株式会社　同市同区、株式会社プレジャー　同市同区、パシフィックリレー株式会社　同県弥富市、丸う運輸株式会社　同県同市、新和運輸株式会社　同県同市、桜運輸株式会社　同県同市、美光商運株式会社　同県同市、コスモテクノ四日市株式会社　三重県四日市市

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成27年９月25日

平成27年９月29日

愛知県名古屋市瑞穂区新開町12番６号愛知県トラック会館２階

愛知県トラック事業厚生年金基金

理事長　吉野　雅山

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。

1．清算人氏名　代表清算人　吉野　雅山

2．住所　愛知県名古屋市瑞穂区新開町12番６号

平成27年９月29日

愛知県名古屋市瑞穂区新開町12番６号愛知県トラック会館２階

愛知県トラック事業厚生年金基金

理事長　吉野　雅山

企業年金基金変更公告

リケンテクノス企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のように公告する。

1．新事務所の所在地　東京都千代田区神田錦町二丁目101番地

2．旧事務所の所在地　東京都中央区日本橋本町３丁目11番５号

3．変更年月日　平成27年９月28日

平成27年９月29日

リケンテクノス企業年金基金

理事長　入江　淳二

解散命令公告

札幌市公告

別表の左欄に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成27年９月29日　札幌市長　秋元　克広

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
札幌広告業事業協同組合 札幌市中央区南五条西三丁目11番地４	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
事業協同組合ウェルフェアーサイバーシステム	同上
札幌市中央区南一条西七丁目１番地１	
寒地リニューアル開発協同組合	同上
札幌市北区新琴似十一条六丁目３番12号	
ビル・マンション自主管理事業協同組合	同上
札幌市北区新琴似二条一丁目１番49号	
札幌あかり事業協同組合	同上
札幌市豊平区平岸二条三丁目５番７号	
地球環境改善事業協同組合	同上
札幌市中央区南一条西七丁目１番地ビルディングフクダ	

［教示］

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に札幌市長に対して異議申立てをすることができる。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に札幌市を被告として（札幌市長が被告の代表者となります。）提起することができる。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができる。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第１号の規定により次の免許状は失効した。

平成27年９月29日　岩手県教育委員会

1　失効した免許状

氏名　関　亮　本籍地　岩手県

生年月日　平成１年10月20日

免許状の種類、教科及び番号

(1)　中学校教諭１種免許状　数学

平23中１種第180号

(2)　高等学校教諭１種免許状　数学

平23高１種第251号

授与権者　岩手県教育委員会

授与年月日　平成24年３月23日

2　失効年月日　平成27年８月26日